

## 入札説明書

令和6年度京都府ダイオキシン類常時監視調査委託業務（大気）、令和6年度京都府ダイオキシン類常時監視調査委託業務（水質・土壌）及び令和6年度京都府ダイオキシン類発生源監視調査委託業務に係る公告（令和6年4月8日付け公告。以下「公告」という。）に基づく手続については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 入札参加資格について

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。なお、法人の支店長等に公告に係る一般競争入札参加資格の申請の権限を付与するときは、第6号様式を提出すること。また、一般競争入札参加資格審査申請書の記載事項に変更を生じるときは第8号様式を、一般競争入札参加資格の承継を求めるときは第9号様式を提出すること。

### 2 質問回答について

- (1) 質問については、令和6年4月15日（月）17時までに、FAX(075-414-4705) 又はメール([kankyoka@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kankyoka@pref.kyoto.lg.jp))にて提出すること（様式任意）
- (2) 回答については、令和6年4月18日（木）17時までに、京都府総合政策環境部環境管理課のホームページに順次掲載する。

### 3 入札について

- (1) 入札書（様式は別添）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状（様式は、別添）を提出し、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）並びに公告の1の(1)のアの業務にあつては「令和6年度京都府ダイオキシン類常時監視調査委託業務（大気）入札書在中」、公告の1の(1)のイの業務にあつては「令和6年度京都府ダイオキシン類常時監視調査委託業務（水質・土壌）入札書在中」及び公告の1の(1)のウの業務にあつては「令和6年度京都府ダイオキシン類発生源監視調査委託業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。
- (4) 入札に参加する者が1名であっても、原則として入札を執行する。
- (5) 入札回数は2回までとする。
- (6) 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- (7) 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

- (8) 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (10) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (11) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (12) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、別添の契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (13) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 開札  
ア 開札は、公告の12の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。  
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (15) 再度入札  
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (16) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。  
ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
イ 申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者の入札  
ウ 委任状を持参しない代理人による入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(17) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）

第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

4 契約について

(1) 契約書

契約書は、別添契約書案により作成するものとする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、また、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

5 その他

(1) 1から4までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。